

第6章 「授業料などの納付」について

授業料・施設設備資金などは、本学から送付される「学納金納入指定振込用紙（振込依頼書）」により、毎年、前期分は4月1日までに、後期分は10月1日までに所定の銀行口座に納付して下さい。

授業料など（年間）	
授業料	690,000円（前期：345,000円 後期：345,000円）
施設設備資金	360,000円（前期：180,000円 後期：180,000円）
学生会会費	1～3学年 7,000円（前期：7,000円「年会費」）
	4学年 20,000円（前期：20,000円「年会費」）
同窓会費	（※4学年のみ対象） 10,000円（後期に納付して下さい）

- ・ 授業料などが未納の場合、定期試験の受験資格および全ての奨学金受給資格がなくなります。
- ・ 休学期間中についても、施設設備資金は納入することが必要です。
- ・ 学則に基づき、督促しても納付されない場合は除籍となります。
- ・ 銀行等で「現金による振込」をする時は、「外国人登録証明書」等の氏名・住所を証明する書類の提示を銀行窓口ですることが必要です。
- ・ 納付は、必ず銀行からの振込みでお願いします。大学の事務局へ現金を持参されても納付することはできません。

※ 授業料の未納により除籍となる学生が、毎年数名発生しています。授業料の納付期日を、守りましょう。

※ 除籍・退学になると留学ビザが失効になります。日本に在留できなくなり、すぐに母国に帰国しなければなりません。除籍・退学は大学から入国管理局・文部科学省に報告します。

※ 大学への報告・連絡等が何も無いまま期日が過ぎても授業料の納付が無いと、ただちに除籍の手続が開始されます。

もし、大学生活を続ける意志があるのに授業料を期日までに払うのが難しくなりそのような場合は、早めに大学に相談して下さい。